

令和4年度 第2回千葉県環境影響評価委員会 会議録

1 日 時

令和4年5月15日（金） 午後1時30分から午後4時30分まで

2 場 所

千葉県文書館6階多目的ホール

3 出席者

委 員：葉山委員長、菊地副委員長、
井上委員、大瀧委員、近藤委員、松田委員、八田委員、酒井委員、
岡山委員、本間委員（10名）

事務局：環境生活部 江利角環境対策監
環境政策課 寺本課長、渡邊副課長、久保田班長、森副主幹、
岩城副主査

傍聴人：10名

4 議 題

- (1) 一般国道127号富津館山道路（富浦インターチェンジ～富津竹岡インターチェンジ）に係る環境影響評価方法書について（審議）
- (2) （仮称）いすみ市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について（審議）
- (3) その他

5 結果概要

- (1) 一般国道127号富津館山道路（富浦インターチェンジ～富津竹岡インターチェンジ）に係る環境影響評価方法書について（答申案審議）
事務局から資料に沿って説明があり、答申案審議が行われた。
- (2) （仮称）いすみ市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について（答申案審議）
事務局から資料に沿って説明があり、答申案審議が行われた。
- (3) その他
特になし。

審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

- 資料 1-1 一般国道 127 号富津館山道路（富浦インターチェンジ～富津竹岡インターチェンジ）に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料 1-2 答申案審議に向けた論点整理（一般国道 127 号富津館山道路（富浦インターチェンジ～富津竹岡インターチェンジ）に係る環境影響評価方法書）
- 資料 1-3 一般国道 127 号富津館山道路（富浦インターチェンジ～富津竹岡インターチェンジ）に係る環境影響評価方法書に対する意見（答申案）
- 参考 1-1 市長意見の提出状況（一般国道 127 号富津館山道路（富浦インターチェンジ～富津竹岡インターチェンジ）に係る環境影響評価方法書）
- 参考 1-2 一般国道 127 号富津館山道路（富浦 IC～富津竹岡 IC）に係る環境影響評価方法書に対する住民等意見の概要について
- 資料 2-1 （仮称）いすみ市沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価手続の状況等について [株式会社グリーンパワーインベストメント]
- 資料 2-2 市町長意見の提出状況（（仮称）いすみ市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書） [株式会社グリーンパワーインベストメント]
- 資料 2-3 （仮称）いすみ市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書 委員から寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解 [株式会社グリーンパワーインベストメント]
- 資料 2-4 答申案審議に向けた論点整理（（仮称）いすみ市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書） [株式会社グリーンパワーインベストメント]
- 資料 2-5 （仮称）いすみ市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見（答申案） [株式会社グリーンパワーインベストメント]
- 参 考 2 （仮称）いすみ市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見（答申案） [千葉洋上風力株式会社] 【見え消し】
- 資料 3-1 （仮称）いすみ市沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価手続の状況等について [千葉洋上風力株式会社]
- 資料 3-2 市町長意見の提出状況（（仮称）いすみ市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書） [千葉洋上風力株式会社]
- 資料 3-3 （仮称）いすみ市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書 委員から寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解 [千葉洋上風力株式会社]
- 資料 3-4 答申案審議に向けた論点整理（（仮称）いすみ市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書） [千葉洋上風力株式会社]
- 資料 3-5 （仮称）いすみ市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見（答申案） [千葉洋上風力株式会社]
- 参 考 3 （仮称）いすみ市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見（答申案） [千葉洋上風力株式会社] 【見え消し】
- 参 考 4 いすみ市沖における先行事例の配慮書との比較表

別紙 審議等の詳細

議事（１）一般国道１２７号富津館山道路（富浦 IC～富津竹岡 IC）に係る環境影響評価方法書について

○事務局より資料１－１～資料１－３について説明。

（委員）

資料１－３の前文について、第２段落が五行にわたって一文となっており、『目的に、』のあたりで一度切った方が良いと思う。また、省略にあたり（「…」という。）としているが、括弧内の『という。』は不要に思う。その後、第４段落『また、』として続けているが文頭にあるのが不自然に感じる。

（事務局）

御指摘を踏まえ、修文を検討する。

『という。』については、行政における定型的な書きぶりであり、御理解頂ければと思う。また、２段落の書きぶりについては、都市計画決定権者により考えられている、という内容を含んでおり、主語の書き方、構成に苦慮したところである。

（委員）

最後の段落の『については、』記書き以下を説明する内容になるが、不要に思われるので、検討いただきたい。

（事務局）

過去の答申の書きぶりや、委員の意見も踏まえ、検討するというところでよろしいか。

（委員）

了解した。

（委員）

当該意見について問題ないとしているが、２０１９年度の出水などもあり、確率降雨上対応されており問題ない、と理解してよろしいか。若しくは、能力が不足していれば遊水池などを作るので問題ない、という趣旨によるものか。

（事務局）

富津市の意見は環境面ではなく、構造、防災面の意見であるため、アセスの答申に含めないという整理をしたものである。防災面の検討は別に十分に行われるものと考えている。

(委員)

防災もアセスメントで扱う対象と思うが。環境の問題ではないというとはどういうことか。

(事務局)

大事な点ではあるが、少々異なるものにとらえるべきと考えている。

(委員)

行政の施策上、所管が異なるとの県の主張も理解できるところであるが、広い意味で防災も環境に含まれるものとする。環境影響評価制度としては、県の裁量により広い視点で盛り込まれることもあるのではないかと考える。

(事務局)

言葉が足りず申し訳ないが、御指摘のとおり、環境と防災が無関係とは考えていない。

(委員)

別の仕組みの中で解決されるものと理解してよろしいか。

(事務局)

そのとおり。なお、各首長の意見は県から都市計画決定権者に、十分配慮するよう伝えさせていただく。

(委員)

前文において重要な種の名を挙げるケースが他の事業であるが、今回入っていない理由があるのか。

(事務局)

広い意味で『豊かな自然環境』において読みとれるものと整理したところである。

(委員)

トウキョウサンショウウオは関東にしかいない、特定国内希少野生動植物種であり、重要な地域を代表する種であるから、具体的な名称を入れられたい。

(事務局)

御指摘を踏まえ前文の修文を検討する。

(委員)

本件では詳細な計画が明らかではないことが一番の問題に思う。事業計画1(1)を『詳

細な道路の位置及び構造を検討するに当たっては、本事業の実施による環境への負荷をできる限り回避又は低減する内容とし、準備書では、それらの検討の内容及び結果を明らかにすること。』と修文してはどうか。

(事務局)

委員指摘の方向性で、修文する。

(委員)

前文の説明はあったが、記以下の内容について読み上げての説明はなかった。個々の意見について意見を聞く必要があるのではないか。

(事務局)

論点整理において、答申としているものについては、文言をそのまま転記しており、あらためて説明をしなかった。前回までの委員会において、個々の文言については、一通り意見を説明しており、本日その変更点を説明させていただいたと考えている。

(委員)

資料1-2の黄色の指導は答申案に含まれていないようだが。

(事務局)

資料1-2で指導している内容は答申案ではなく、県から感興生活部長の意見として伝えさせていただく。資料1-2の記書き以降で答申としている意見は全て資料1-3に反映されており、個々の文言は同じものである。

(委員)

一つ一つ確実に反映されているのかを確認すべきではないかと思う。

(事務局)

転記については事務局にて誤りがないよう整理させていただいているものと御理解頂ければと思う。

(委員)

これまでは、答申案の文言を読み上げ、確認していたので、文言が同じになっているか疑念が生じてしまったものと思う。

(事務局)

記書き部分は説明を省略していたが、そちらの文言も含めて審議いただければと思う。

(委員)

富津市の雨水に係る意見に関して、どこかに入れられないかと思う。通常は橋脚ごとに管を通し、放流しているものと思われるが、資料1-3の全体的事項(1)イの1行目に、『既存道路の存在に伴う影響』に、『及び地域特性』と追記すれば、房総地域の比較的多い降雨について、既存の道路で受けた雨とあわせて考慮し、計画する意味になるものと思うがどうか。

(事務局)

御指摘を踏まえ修文する。

(委員)

たたき台から、答申に盛り込む意見を抽出する作業を行っていると理解しているが、地域特性、事業特性に何も記載されていないものがある。答申、指導いずれにも入らない意見はどのように取り扱われるのか。

(事務局)

たたき台として事務局から出した地域特性、事業特性には、記書き以降の意見に関係しなかったため、前文に反映されていないものも含まれている。事業計画以降(記書き以降)にはそのような意見はないものと整理している。

(委員)

大気質、騒音、振動及び低周波音に係る意見について、大気の濃度は年間平均値をベースに求められるものと思うが、イにおいて『地域の自動車走行台キロが最大となる時期』とされており、海水浴などの季節要因を想定されているものと思われる。年間平均値を求めるかわりに、自動車走行台キロの推計を求めるとの趣旨か。

(事務局)

基本的には年間平均値をもとに予測及び評価するものと考えているが、他に走行台キロなども加味したうえでという趣旨での意見である。

(委員)

了解した。

(委員)

準備書においても不満の残る内容になるのであれば、広範に事後評価を行う必要が生じることを自覚されるよう、指摘すべきではないかと思う。方法書では事後調査についての言及はないが、かなり早い時期から事後調査を想定するケースもあるように思う。

(事務局)

事後評価については、準備書の段階で必要に応じて意見させていただければと思うが、まずは準備書をしっかりと作成させるという趣旨で指導させていただければと思う。

(委員)

地域住民にとって大切なインフラであることは理解するが、アセスの制度をないがしろにできない。事業計画を固めてから準備書を作成するのが本来の姿と思うが、それにより事業が遅延するのも本末転倒である。バランスを取るような形で指導いただければと思う。

(委員)

今の趣旨が前文にも勘案される必要があるのではないかと思うがどうか。

(事務局)

前文の4段落目において、『より詳細な計画を準備書では明らかにし、その上で十分な環境の配慮を求められる』といった趣旨により修文を検討する。

修文にあたっては委員長、副委員長と相談させていただきたい。

(委員)

了解した。

(委員)

具体的な文言をこの場で出すのは難しいと思われるので、修正した内容を委員長、副委員長で確認し、最終的な答申とする取扱いとしてよろしいか。

(一同賛成)

(委員)

それではそのような手続きで願います。

議事（２）（仮称）いすみ市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について

○事務局より資料２-１～資料２-５、資料３-１～資料３-５について説明。

（委員）

４月２２日に銚子市で住民説明会があったが、方法書の事業実施区域が配慮書の想定区域から変わっており、海底ケーブルや附帯設備が含まれ、沖合何 km というのではなく、千葉科学大学の近くまで事業実施区域に入っている状況である。例えば、グリーンパワーインベストメント株式会社では、答申案の前文に「いすみ市の沖合 1.8 km 以遠の約 8,431 ha の一般海域に・・・」と数字まで明記しているが、方法書で変わるものに対して、ここまではっきりと書くのか。

（事務局）

手続が進む中で数字等が変わり得るものであるが、事業特性や離岸距離といった情報は、レノバとの比較という意味からも記載したい。

（委員）

方法書以降で、事業実施区域が陸につながるような形に変わる。銚子沖洋上風力発電の地元説明会に参加した時に事業者に質問したが、NEDO や東電の調査データはもらえないため、独自に地形地質の調査を行うということであった。地形地質のレッドデータブックは、生物のレッドデータブックとは意味が異なる。このため、地形地質のレッドデータブックに記載がないからといって、地形地質の調査をしなくてよいということにはならない。岩盤を掘削するのであれば、色々な影響が出てくる。

（事務局）

答申案において、海域及び陸域に設置する附帯設備を対象事業実施区域に含める旨の意見を述べており、事業者には方法書作成時にこのことを考慮してもらいたい。

（委員）

鳥類の移動経路への影響については、答申案各論の（３）鳥類及びコウモリ類のアで触れているので、（３）鳥類及びコウモリ類のエからは削除し、個体群維持への影響に係る指摘を盛り込んだという説明であったが、鳥類の移動経路への影響と個体群維持への影響では意味が異なる。個体群維持への影響については、方法書の専門家ヒアリングでも触れられていないものであるが、影響があると言っている根拠は何か。

（事務局）

個体群維持への影響を含め、累積的影響についてはレノバの答申でも意見している内容である。レノバに限らず、今回の２案件にも共通する内容であるため、レノバと同様に答

申案に盛り込んだ。また、鳥類の移動経路への影響に関する記載が方法書にあったため、前回委員会で示した論点整理たたき台では、累積的影響の意見に鳥類の移動経路への影響を加筆したが、移動経路への影響と累積的影響とは別の話題であること、各論の(3)鳥類及びコウモリ類のAで移動経路への影響について触れていることから、今回の答申案では移動経路を削除した書きぶりとした。

(委員)

レノバの方法書で個体群維持への影響についての記載があり、それに基づいてレノバの答申に盛り込んだものか。先行研究があるなど、具体的なリスクがあれば意見として盛り込んでもよいとは思いますが、個体群維持への影響を予測して評価するとなると、かなり大ごとの話となるので、軽々しく指摘して、軽々しく影響がないと言えるものではない。

(委員)

日常的な移動と季節的な移動があり、季節的な移動については、風車により移動経路が阻害されて大きく迂回しなくてはならない可能性がある。日常的な移動については、採食や休息において風車がどのように邪魔になるかということ。その2つのことを書き分けているわけではないと捉えているが、どうか。

(事務局)

レノバの方法書には、個体群維持への影響や累積的影響についての記載はないが、このような観点もあるということで、盛り込んだもの。個体群維持への影響という点に関しては、今回の2案件においてもレノバと同様に懸念としてはあるとは考えており、少なくとも20年間は風車が設置されるので、そのことによる累積的影響について指摘したもの。

(委員)

公平性の観点から、レノバの答申で意見している内容と違う意見を言うわけにはいかないという趣旨は理解している。リスクがゼロではないということはその通りであるが、希少種への影響が危惧されているわけであり、サギ科等の具体的な科名を入れてしまうと、逆に趣旨がぼやけてしまう。非常に難しいものを求めているため、一緒くたにできないと回答されてしまうのではないか。大部分の鳥類については、2(2)鳥類及びコウモリ類のイ「種ごとの行動特性」の中でまとめることができ、鳥の名前を特出ししたいのであれば、2(2)鳥類及びコウモリ類のエで、こういう希少な鳥がいるので特に注意してくださいという形にすればよい。レノバの答申との公平性については、意見の内容が変わっても仕方ないだろう。

(事務局)

レノバの方法書には、具体的な文献を引用して、サギ科、カモメ科などがブレード回転高度を飛行しているとの記載があるため、レノバの答申ではそのことについて触れること

とした。今回の2案件でも、その意見を踏襲している。

(委員)

それはそれで問題があり、レノバは方法書の中で具体的に記載があるため、科名を挙げた意見としているが、今回の2事業者については、記載がないにもかかわらず転記して意見していることになる。

(事務局)

確かに今回の2案件には具体的な記載はないが、レノバが引用している文献については内容を確認しており、同様のことがレノバ以外にも当てはまるため、意見として盛り込んだ。

(委員)

個体群維持への影響ではなく、長期にわたって影響するという書きぶりにはどうか。個体群維持に影響するというのは重い内容である。個体群の空間範囲もよくわからない。

(委員)

外洋性の鳥類は、陸性の鳥類とまったく異なり動きが大きく、確実にここにこういう種類がいるということにはならない。アホウドリ類やミズナギドリ類は太平洋全体を利用している。ハシボソミズナギドリやオオミズナギドリは季節的に日本の太平洋側を通過する。日本近海で繁殖しているのはオオミズナギドリのみであり、ハシボソミズナギドリは繁殖していない。カモやカモメとは全く動きが違う。陸域の鳥類では予測できるようなことが、外洋性の鳥類では予測できない。ウミネコのように日本の島嶼部で繁殖している種であれば個体群維持への影響の大小を評価できるが、繁殖していない種は評価が難しい。

(事務局)

海洋性の鳥類は行動範囲が広くどこを飛ぶかわからないので、個体群維持への影響を予測することが技術的に難しいという認識でよろしいか。

(委員)

そうである。

(事務局)

長期にわたって影響するという書きぶりにはどうかという提案もあったため、これまでの委員からの御意見を踏まえ、委員長及び副委員長と相談させていただいた上で修文したい。

(委員)

個体群維持に影響するという根拠があれば、積極的に書いてもらえればよい。一律にするのではなく、本当に重要なものとそうではないもの、根拠のあるものとそうではないものを場合分けして、検討してもらいたい。

(委員)

洋上風力発電については、再エネ海域利用法と環境影響評価法の建付けにおいて検討すべき点があることは認識している。そのような背景の中で、県としてどのように配慮書への指摘をするか考えた場合に、先行事例と比較して意見することになるので、現段階では細かい指摘は控えた方が良く考えている。しかしながら、1点だけひっかかる点を述べると、先行しているレノバでは、基礎構造を4手法のうちいずれかとしているが、今回の2案件については、モノパイル式とジャケット式のみ挙げており、海底ボーリングをやるのかどうかの差が大きいかと思う。今回の2案件については、海底ボーリングを行うことが確実であると理解しているが、レノバは岩盤ボーリングを行うかわからないと言っている。この点について、指摘を検討してはどうか。具体的には、答申案の2(1)地形及び地質のイに「岩盤ボーリングを実施することが明らかなことから、深度も含めた環境影響評価を行うこと」という趣旨の文章を追加してはどうか。

(事務局)

岩盤ボーリングが行われるものと考えられるため、答申案の2(1)イの「・・・設定した上で」の後に、「岩盤ボーリングを行うことが確実であるため、深度を含め」という趣旨の文章を追加したい。

(委員)

答申案のうち、人以外の動植物や生態系に係る意見が多い印象がある。資料2-4及び資料3-4の3(1)騒音に関する意見が指導扱いになっているが、これを答申案に入れることは可能か。これを指導とした根拠は何か。

(事務局)

離岸距離が一定程度確保されており、陸地への騒音影響があまり想定されないことから、答申案には盛り込まなかった。事業者に対しては、部長意見という形で確実に伝えたい。陸地における人への影響に係る意見が少ないことは、洋上風力発電の事業特性であると考えている。

(委員)

藻場や岩礁に係る文章について、例えばグリーンパワーインベストメントの答申案では、前文においては藻場や岩礁が(事業実施想定区域内に)存在するという書きぶりであるが、2(4)海域生物のウでは想定されるという書きぶりであり、2(4)海域生物のカや(6)

生態系では可能性があるという書きぶりとなっている。表現にばらつきがあるので、統一した方が良い。

(事務局)

御指摘を踏まえて修正する。

(委員)

器械根では、漁業資源に対する影響があるものと考えられるが、農林水産部の管轄となるのか。暗礁帯が漁場となっているが、基礎を設置するには最適な場所のため、漁業とバッティングする。

(事務局)

管轄としては農林水産部となる。

(委員)

答申案の文言としてこれで良いかを確認していないが、どのようにするか。

(事務局)

答申案の修文については、一度持ち帰らせていただき検討の上、委員長及び副委員長と相談させていただく。

(委員)

終了予定時間となったが、意見が出尽くしていないおそれがあるため、もし意見があれば出していただきたい。

(事務局)

追加意見があれば、事務局までメールで連絡いただきたい。期限等については、追って連絡する。